

研究ノート

近世ロンドンの行政区をめぐる一資料

—区審問条項—

中野 忠

区 ward が中世以来、ロンドン市の行政単位としてきわめて重要な役割を担ってきたことはよく知られている。しかしそれが実際どのような役割を果たしてきたのか、その役割は時代を通じてどう変わっていったかという問題は、これまであまり議論されることがなかった。この問題は、急速に拡大を遂げ始めた16世紀以降のロンドンの歴史を考察しようとするとき、検討せねばならない課題の一つだろう。行政組織としての区の活動の中心をなしたのは、年に「少なくとも1回」は開催される区審問であった。区ごとに作成されたその記録は、中世に関しては大部分が失われたが、16世紀後半以降のものはかなり大量に残されている。区の活動の研究は何よりもまずこの審問記録 Wardmote Inquest Books をもとに進められねばならない。この資料の本格的分析は別の機会に行う予定にしている。¹⁾ 本稿では、ブリティッシュ・ライブラリー (BL) に所蔵されている近世ロンドンの区とその集会に関連した刊行資料に焦点を当て、これを紹介してみよう。ここには17世紀ロンドンの地域社会を考えるうえで欠くことのできない情報が含まれている。

I

BLの稀観書部門にはロンドンの区に関連した資料がいくつか残されているが、その多くは区集会にあたっての審問条項 Articles of the Wardmotes and the Inquests thereof に関するものである。そのうちもっとも古いものには1617年の日付がある。しかし「審問条項」がこの時期に初めて作成されたのではなく、それよりはるか以前の中世から作成され、区審問で広く活用されていたことは疑いない。1419年、かの猫の伝説で有名な市長リチャード・ウィッティントンのときに、市書記 common clerk や市選出の下院議員を勤めた John Carpenter が、ギルドホールに残された膨大な資料のうち、市政の運営にとって欠くことのできない慣習・慣例などに関する記録を、12、13世紀までさかのぼって整理

1) Cornhill区の審問記録についてはすでに紹介済みである。中野忠「区審問記録—近世ロンドンの地域社会に関する一資料」『早稲田人文自然科学研究』第57号 (2000年)、27-61ページ。

し編纂した史料集成 *Liber Albus* (白本) にも、それは掲載されているからである。²⁾

少なくとも14世紀以降、利用されてきたと思われるこの資料が、1617年に印刷され刊行された背景には、当時のロンドン市が区行政をめぐるいくつかの問題を抱えていたことがある。この同じ年、区長 *foreman* の選挙に関する市会条例が発令された。³⁾ この頃、区審問のやり方や選挙にまつわる問題が顕在化し、改革の動きが進んでいたものと思われる。審問条項が収められているBLのこの刊行物も、「区審問でなされている悪しき慣習を改めるための条例」というタイトルがついており、市会条例の発布にあわせて刊行されたものと推定される。⁴⁾ 本文101ページと目次からなる小型の冊子体のこの印刷物は、1冊のまとまった本というより、「審問条項」に加えて、いくつかの法令 *Acts* と、区役人の役職就任にあたっての宣誓 *Oath* を寄せ集めたものである。「悪しき慣習を改めるための条例」は、二つの例が掲載されており、1-19ページのもの(以下、条例1と呼ぶ)と、20-64ページのもの(以下、条例2と呼ぶ)では、内容が若干異なっている。その後には、区審問とは直接の関係はない資料が続き、65-74ページ、および75-85ページには、ヘンリー8世時代のテムズ川保全に関する制定法とそれにもとづく市会条例⁵⁾ が、また、87ページ以下には、治安役 *constable*、道路管理役 *scavenger*、およびフリーメン *freemen* が就任または認可にあたって行う宣誓が掲載されている。これらが一つの冊子体として印刷されたのは、区の住人が審問を行ったり役職に就任したりする際の手引きあるいはマニュアルとして、これが利用されたからだと考えられる。

本書の冒頭では、区集会における様々な悪弊を是正すべく、1617年に市条例が定められたことを受けて、市長から区の市参事会員に宛てた説示 *charge and command* が述べられている。

まず区集会の開催にあたっての原則として、以下のような点が挙げられる。次の使徒聖トマスの祭に区集会を開催し、そこで告発された違反・懈怠事項すべてを、その後、公現祭(1月6日)後の月曜日にギルドホールで開かれる市参事会の一般法廷 *the general court of Aldermen* で報告すべきこと、⁶⁾ この審問集会は1年間、当該区内で生じたすべての違

2) Riley, Henry T. (ed.), *Munimenta Gildhallae Londoniensis: Liber Albus, Liber Custumarum, et Liber Horn*, 3 vols. in 4 (London: 1859-1862) vol. 1, pp. 337-8; Do., *Liber Albus: The White Book of the City of London* (London, 1861). pp. 226-28, 287-92.

3) An Act concerning the Election of Foreman and Other Officers at Wardmote Inquest, Corporation of London Record Office (CLRO), Common Journal, XXIX, fol. 305.

4) *An Act for the reformation of divers abuses used in the Wardmote Inquest London 1617*; BL 230. k. 25. BL 1130 b5 [Political Tracts] 1も同じ版である。

5) An Act of Parliament for the preservation of the River of Thames, made in the 27 year of the reign of our most dread sovereign Lord King Henry the Eighth; An Act of Common Council concerning the conservation and cleansing of the River Thames made the 28th of September in the 30 year of the Reign of our sovereign Lord King Henry the Eighth.

6) ここに各区から提出された捺印付の報告書は、ロンドン市文書館 Corporation of London Record Office (CLRO) に保管されている。ただし、ほぼすべての区の資料が利用できるようになるのは、1690年代以降である。CLRO, Wardmote Inquest. これについては別稿で詳論する。

反・懈怠事項を審問し、告発する権限をもつこと。区集会は当市参事会員が適切で必要と認める回数開かれるとされ、「最低月1回が妥当」とも述べられている。また、年度内に審問人の誰かが死亡したり区から移出したりした場合には、その代わりになる有能な able 人物を選ぶようにすること。警告を与えても区集会に来ないすべての住人に対し法にしたがって適切な対策を施し処罰するため、その姓名を一般法廷に提示することも求められている。区が抱えていた問題の一つに、審問集会への一般住人の欠席あるいは無関心という問題があったのである。

次いで、区ないしその長が果たすべき義務あるいは市会条例等で禁止された事項が列挙されている。以下に要約しながら紹介してみよう。

夜警、照明 Watch, Light, Visard : 夜警が行われること。また古くからの慣習に従って、夜間は街灯を吊るすこと、夜間に明かりなしで、あるいは覆面をして外出しないこと。

市会、選挙 Common Council : 区のもっとも適切な人物 most sufficient, honest, and discreet men を、次の年度の市会議員職に選ぶこと。選ばれた人物には昔からの慣習に従って、市参事会員の面前で宣誓を行わせること。

役人、清掃人 Constable, Scavenger, Beadle, Raker : 前述の区集会ではまた、慣習にしたがって、正直な人物を治安役、道路管理役、区庶務役 beadle、および区内の道路を清潔に保つための清掃人 raker に選ぶこと。区庶務役と清掃人の給与と四季払い金については、治安役がこれを差し押さえる権限をもつ。

住人名簿 Roll of Names : 区内に住んでいるすべての人物の姓名、居住場所、職業と営業を記した書類を保持すること。居住場所については、どの治安役の町内 (precinct) か、また通り、横丁あるいは裏通り、目印に至るまで詳しく記すこと。

治安役記録 Constable Roll : その町内に新たにきた人物の姓名については、治安役がその都度その都度伝えさせ、記録を完全なものにしておくこと。

宿屋、寄留者 Inn holder, Lodger, Sojourner : 区内の宿屋、または2日以上にわたってその家に滞在する人物を受け入れるものは、当該人物の来訪から3日たたないうちに、滞りする町内の治安役に寄留者の姓名などを知らせること。また宿屋は不審な人物、評判のよくない男女を泊まらせてはならない。

新来者の搜索 Search new Comers : 町内の治安役は、月に一度、または必要となればもっと頻繁に、それぞれの町内にどのような人物が新たにやってきて居住または寄留するようになったか、慎重に調査しなければならない。また宿屋その他外来者を受け入れるものは、調査・尋問にあたって治安役を妨害してはならず、最善をつくして彼を補佐しなければならない。

十人組検査 Frank Pledge : 宗教的に疑わしい人物が、以前より多くこの都市にやって

くるようになっている。シティの慣習では十人組検査を受けなければならないが、区内に居住・滞在しながらこの検査を受けていないものがあるかどうか、また、12歳以上で1年間、この区に住み続けながら、国王に信義と忠誠を誓っていないものがあるかどうか、シティの法と慣習にしたがって、慎重に調査すること。こうした目的のために、各区の庶務役人は最善の努力を払うこと。

火災 Fire：火災の危険を防ぐため、区内の教区の適切な場所に、鉤、はしご、バケツなどの備えが十分であるかどうか、特別の注意を随時払うこと。

通り Street：シティ内のすべての教会、民家、店舗、倉庫、ドアなどの面する通り、路地、その他すべての公共の通路は清潔に保たれること。

エールの呼び売り Hucksters of Ale and Beer：以後、シティ内のどの区でもエールまたはビールの呼び売り商人は、区の市参事会員によって正直な人物で評判がよいと認められたものだけが行うことができる。呼び売り商人はそのために、市長と市参事会員の前で信頼できる保証人を立てねばならない。また当該呼び売り商人は売春宿を経営してはならないし、自分の家でサイコロ・カードなど違法なゲームをさせてはならない。また冬季には夜9時に、それ以外は10時に閉店し、その後はエールやビールを販売してはならない。もしこの法の公布以後に、市参事会員の認可が得られなかったり、信頼できる保証人がいないにもかかわらずエールやビールを販売すれば、処罰され、罰金が科される。また呼び売り商人は、条例に反して自分の売り場や倉庫でいかなる形式の飲食場所 common eating and drinking も提供してはならない。

秤の検印 Measures sealed：王冠付のIのマークの入った検印を受けた合法的な秤で販売していない、飲み屋、その他のエールやビールの販売人、および醸造業者や宿屋について、市の会計役は合法的に罰金を徴収することができるように、その名前と違法行為を捺印証書に記して提示すること。

外国人の役職禁止 Stranger born：王国の生まれでない外国人を市会議員にしてはならないし、シティ内のいかなる役職を行わせてはならない、また夜警につけてもならない。これができるのはイギリス人だけである。もし王国外で生まれて国王特許によって帰化したものが夜警に任命された場合には、その代わりとなるイギリス人を見つけるよう指示すること。

巡回裁判の告知 an Abstract of the Assize：議会により任命された巡回裁判の（名簿の）摘要を羊皮紙その他に清書して、区内のそれぞれの教区の一般市民 the common people がもっとも見やすい場所に掲示しておくこと。

通りの清掃 Street：通りに排泄物、ゴミ、その他の汚物がないよう、清潔に保ち、国王陛下の臣民の苦情の種にならないようにすること。

浮浪者 Vagrants：区内のすべての浮浪者、乞食、不審人物、怠け者、その他どうして

暮らしているか不明なものが、法の定めるところにしたがって処罰されるようにすること。

住人のリスト 大陪審・小陪審 Jury men：次回の市参事会一般法廷で、区内に住み、大陪審員、および小陪審員を勤めることができる人物全員の姓名を提示すること。大陪審員になる財産の資格は100マーク、小陪審員の資格は40マークである。

売春宿 居酒屋 Harlot：どのような地位身分のものであれ、宿屋・居酒屋、その他飲食料店や飲食のための溜まり場を経営するものは、自分の店その他の場所に売春婦を入れてはならない。違反した場合は、当の売春婦だけでなく、その経営者も罰を受けて投獄される。

審問条項 Articles：手渡された審問条項すべてを区集会において責任をもって審問させること。

II

これに続く「条例2」では、区集会についての一般的記述だけでなく、区の改革を目指す市会条例の成立を促した、区における「悪弊」の内容について具体的に述べられている。最大の問題は区集会での無駄な飲食や娯楽である。⁷⁾ 以下に要約して紹介しておこう。

膨大な時間を費やし、多くの費用のかかる贅沢な食事や宴会をもち、ことあるごとに区の住人全員を招待する。これは住民にとって少なからぬ負担である。さらに、審問中、サイコロ遊びやカード遊びなどの不法なゲームに時間の多くを割くものもいる。どちらも審問の大きな負担になっている。またこうした審問を利用し頼みにしているものにとって、悪しき手本となっている。

さらに最近、審問人は、合法的な度量衡を用いるようにとの法を犯したものを探し出し、違反者を若干の罰金を取ることで免除し、それ（罰金）を自分たちの饗宴や晩餐のために使っている。これは国王の法ばかりでなく、シティ内の臣民の公共の福祉にも背くものであり、シティの名誉を汚すものでもある。

これを是正すべく、市長、市参事会員、市会議員が集まって、その権威に基づいて、次のことを命じた。以後、所定の時期に毎年開催され、宣誓がなされる区集会審問は、その責任を果たすのに適した時間と場所で行なわれること。集会、審問、その他の必要事項の扱いが終わったら、それぞれが慣例となっている時間に自分の家に帰宅して食事 breakfast, dinner, and supperをとること。

7) BL 230. k. 25, pp. 20-26.

以後、どのような形のものであれ、審問では食事・宴会の類をもたないこと、また違反行為などの告発が終わるまで、どんなものであれ不法なゲームを行わないこと、これに背き、それを隠匿したものに対しては罰金を徴収すること。

審問に参加するものは、暖房とろうそく、その他、審問の期間に必要となるものための費用なら受け取ってよい。また正直な人物が善意から提供するものは受け取ってよい。区審問での告発が終わって後に、適当な場所に集まって娯楽や息抜きを楽しむのは問題ない。そのために、審問告発が市参事会一般集会上に提出されるときに、各区の市参事会員は審問に携わった住人の労苦に報いるべく20シリングを寄付することになっている。それに加えて、区審問のため区の仲間の善意により集められた資金に残額があれば、それもこの目的に使うことができる。⁸⁾

これらの規定は、審問が行なわれる区集会在、区内の治安や行政を取り締まる本来の目的から逸脱し、区内の有力住人が食事や娯楽を楽しむための社交の場となる傾向があったことをうかがわせる。

III

これを受けて、区集会上で審問されるべき問題を列挙した「審問条項」が掲載されている。この資料では、「国王陛下の平和があるべき状態に保たれているかどうか、誰が義務を怠っているか、誰が平和を乱しているかを、誠実に審問すること」、に始まって、その条項は67項目にわたっている。⁹⁾しかしそれぞれの条項は、たとえば犯罪者受け入れについての条項に続いて、テムズ川保全に関する違反者の審問が挙げられている、といった例にみられるように、われわれの関心からすると脈絡のない並び順になっている。以下では、これらの諸項目を関連したいくつかのカテゴリーに分けて分類してみよう。それを整理したのが次の表である。

8) これらの収入や支出の年々の額は、それぞれの区の審問記録に区会計役treasurersの年々の記録として収録されている。これについても別稿で詳細に分析する。

9) BLには、この時期の「審問条項」を掲載した別のコピーもあるが、内容も順序もほぼ同じである。Cf. BL 21h.5/6.

ロンドン区集会における審問条項

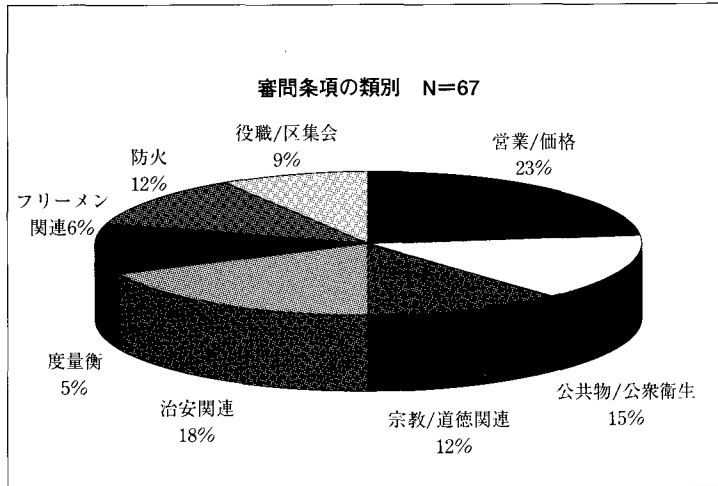
カテゴリー	本文番号	審問条項	内容
営業・運賃	25	船頭 boteman, ferrier	規定された料金以上をとっていないか。
営業・運賃	53	馬車、料金 carmen	公定の運賃以上をとるものがないか。
営業・買占	43	燃料、買占め禁止 wood, country	フリーメンがシティ近くの農村に赴き、薪などを買占め、水路でこれを運んで貯蔵し、高値になってから売るのがいないか。
営業・買占	45	チーズ、バター cheese, butter	市民 Citizen本人または代理人が農村に赴いてチーズやバターを高く売るために買占めていないか。
営業・価格	32	干草 hay	馬宿主 hostlerが干草、オート麦などを不当に高い値段で売っていないか。
営業・価格	42	薪 tallwood, billets, faggots or other firewood	規定の大きさに達しない薪などを市内や特権区内にもち込んで売るのがいないか。
営業・価格	55	呼び売り人 hawkers	条例に反して、通りで商品を買ったり、家々を回って売り歩くものがないか。
営業・原料	47	獣脂の溶解 melting tallow	市会条例に反してこれを用いるものがないか。
営業・高利貸し	18	高利貸し usurer	高利貸しが住んでいないか。
営業・時間	9	飲食店の開店時間 innholder, tavern, victualer	市長の定める時間以後も営業していないか。
営業・食料品	30	買占め regrator, forestaller	シティまたは郊外に運び込まれた食料品その他商品を安い値段で買占めて、非常に高い価格で売るのがいないか。彼らは国民の敵である。
営業・食料品	31	食料品価格 price of victual	肉屋、魚屋、鳥屋、ぶどう酒屋、馬宿主、食料品商が、不当な価格で売っていないか。
営業・食料品	33	食料品の販売 victuals unwholesome price	食料品商が体に悪いものを売っていないか、市長の布告より高い値段で売っていないか。
営業・食料品	36	パンの販売 innholder, brown baker	宿屋やライ麦パン屋が白パンを作っていないか。
営業・販売	52	織物販売 clothes	市の条例と慣例に反して、織物業者が自宅や仕事場、倉庫などで織物を販売していないか、条例に反して、ブラックウェルホールにもち込む前に、織物業者が織物を隠していないか。
公共物・侵害	26	公共物侵害 purpresture	市の土地を侵害していないか、不法な建物などで交通を妨害していないか。
公共物・道路	29	舗装の欠陥 pavements	舗装の欠陥により通行人の迷惑になっていないか。
公共物・建物	27	建物、屋台などの高さ・幅 penthouse, jetties, stalls &c.	高さ、屋台などの幅や高さが規定にあっているか。
公衆衛生・汚物	59	便所 privies	市の公共下水道に通ずる便所をもっているか。
公衆衛生・汚物	66	馬の汚物処理	自宅で馬を飼うものが出て、馬小屋の糞の匂いがひどく、住民の生活を乱している。糞の運搬車は馬小屋の戸から離れたところにおかれているか。
公衆衛生・家畜	17	家畜飼育 hoggs, kine etc.	豚、牛、アヒル、その他の家畜を飼って近隣に迷惑をかけているものがないか。
公衆衛生・給水	28	給水路 way, water course	給水路が妨害を受けていないか。
公衆衛生・排水	16	溝 channel	ゴミその他を道路の溝に捨てるものがないか。これはテムズ川の汚染につながる。

テムズ川	4	保全 conservation	エドワード6世の議会法の意図にしたがって、テムズ川流域でなされた違法行為などをすべて提示すること。テムズ川は非常に荒れており、早急に対策が必要である。
テムズ川	15	汚染 Thames, ditches, streets &c.	ゴミや汚物、石炭ガラなどをテムズ川やその他の水路や公道に捨てるものがないか。
宗教	64	ミサ Mass	ミサ曲を歌うもの、ミサに出席するものが区内にいないか。
宗教	65	カトリック Roman-Catholic religion	国教に従わずカトリックを信仰するものを告発すること。
宗教・道徳	63	酔っ払い、売春宿、カトリック教徒 drunkard, whore-monger, Sabbath, Jesuit, seminary priest, secular priest, Popish recusant, &c.	酔っ払いなどがいないか、昼日中集まって闊歩している連中がいないか、どうして暮らしているかよく分からないものがないか。彼らを告発し、彼らを泊めているものの名前を提示すること。
道徳	40	異様な面容 painted visage	異様な面容をして歩く男性がいないか。
道徳・酒場	8	酒類小売人 hucksters, receivers of apprentices, artificers, &c.	行商人、徒弟、奉公人、労働者などを受け入れる酒屋で、サイコロ遊びなどが行われていないか。
道徳・売春	13	あいまい宿 hot house	若者や評判の悪いものを常連客とし、いかがわしい売春婦の出入りする風呂屋がないか。
道徳・売春	58	女性奉公人、売春 women receivers of servants	女性の奉公人にもっとよい仕事があると言葉巧みに誘い、売春婦として働かせるような女衞がいないか。
道徳・不審者	12	売春婦、魔女 strumpet, adulterer, witch scold	売春婦、魔女などが住んでいないか。
乞食・浮浪者	38	乞食 leaper, begger	詐欺師や丈夫な乞食がいないか。
治安	1	平和の維持	平和の紊乱者がいないか。
治安・協力	7	治安、叫喚追跡 peace, hue and cry	叫喚追跡を行なって悪事を働くものを逮捕するために、治安役人、区庶務役、その他の都市役人に協力しないものがないか。
治安・集会	5	集会 congregation	悪い仲間 evil companiesの会合がもたれていないか。
治安・照明	41	ろうそく、照明 candle light	蠟燭を灯したランタンをもたないものがないか。
治安・新来者	2	十人組検査 frank pledge	区に受け入れられたものが十人組に組入れられているかどうか、つまり次の公現祭後の月曜までに、市参事会法廷で宣誓がなされたか。
治安・新来者	54	住宅の分割、寄留者 building, divided houses, inmates	制定法や国王布告に反して、新しい家を建てたり、既存の建物を分割したりして、寄留人を受け入れているものがないか。
治安・犯罪人	3	犯罪人 outlaws, traitors, felons, &c.	犯罪人が住んでいないか、またはその受け入れ人がいないか。
治安・不審者	11	悪事を働く男女の仲間 bands, maintainers of quarrels man-band or woman band	不穏な人物、争いや訴訟の好きな人物、審問を買収する人物などが区内にいないか、いればその名前を提示すること。
治安・不審者	19	不審者の監視 person indicted in one ward flying into another	ある区で告発を受け別の区に逃げ込んだならず者が悪事を働かないようにする。治安役らの役人は、不審人物がどこから来たか審問すること。その人物が保証人を見つけられない場合は、3、4日以内に立ち去るよう警告すること。その人物に家を貸した家主や事務弁護士も立ち退きに責任をもつこと。期間を過ぎてもとどまっている場合には、当人が投獄されるだけでなく、家も差し押えられる。

治安・不法滞在	14	あいまい宿 hot house	経営者が市の条例に反して、収入役に何の保証を与えることなく、誰でも泊めていないか。違反者は20ポンドの罰金。
治安・夜間	6	暴徒、秩序攪乱者 rioter, barrator	暴徒、夜間に明かりもなく徘徊するものがないか。
度量衡・石炭	35	量り売り weights and measures	量り売りする蠟燭屋、石炭の販売人その他の商売人の秤が新しい標準に合致しているか。貧しい人たちがだまされないようにすること。不正な秤はギルドホールへ。
度量衡・ビール	34	検印のない秤 measures unsealed, vintner, innholder, alehouse keeper	合格の印章が付されていない不法な枡を用いてビールやエールを販売していないか。あれば枡を没収し、収入役の事務所に、その名前とともに届けること。
度量衡・よそ者	51	計量器による計量 beam	国王の計量器で計量されなければならないよそ者の商品を、計量しないでフリーメンが購入していないか。
孤児	23	孤児の後見と結婚 orphans, wards, marriages	孤児の財産を隠匿しているものがないか。
孤児	50	フリーメンの孤児、遺産評価 appraiser	市長と市参事会員の前で宣誓を行っていない遺産の評価人であるか。
孤児	62	慈善的遺贈 legacies	遺言執行人らが遺贈財産を手元に残していないか。
フリーメン	20	フリーメンの不正取引 colouring foreign goods	フリーメンがよそ者の商品を隠匿したり不正に仲介していないか。
フリーメン	21	よそ者売買 foreign buying and selling	シティおよび郊外でよそ者同士が売買をしていないか。違反している商品は差し押えること。
フリーメン	22	フリーメンの義務 freemen not resident	フリーメンの特権を享受しながら、シティに住まず、住民税などの市民としての負担をも負わないものについて尋問すること。
フリーメン	46	フリーメンの謄本提示 freemen to show their copies	シティの特権を認められていないのに多くの人々が特権区内でフリーメンとして活動している。区内のそうした人物を調査し、収入役の印璽を付した特権証明書謄本を提示させること。
フリーメン	56	市民特権 freedom	不正な方法で市民特権を得たものがないか。
防火	37	建材、タイル house, tile	火事の危険を避けるため、家屋がタイル、石、なまりなどで覆われているかどうか。
防火	39	薬の使用 bakers, brewers	パン屋が火事の危険のある薬その他を用いていないか。
防火	48	熱圧縮器 fire presses	市と特権区内で皮革や毛織物などの製品を圧縮するために熱圧縮器を用いているもの全員をリストすること。
防火	49	金属職人	武具職人や金属を扱う職人が火災の危険がある暖炉背壁 reardorses を使っていないか。
役職・区集会	67	月例集会 assembly monthly	月に一度、必要ならそれ以上の回数、審問を行なうこと。そして条項に触れる不正行為をできるだけ早くただし、違反者を処罰すること。
役職・時間	10	晩鐘 curfew	各教区の書記が、the churches of Bow, Barking church, Saint Giles without Cripplegateの三つの教会で鳴らされる晩鐘にしたがって鐘を鳴らしているか。
役職・食料	24	不正 offices	役人が食料品に関して不正な財物強要を行っていないか。
役職・徴税	57	徴税役 collectors	国王への公的義務として15分の一税の徴税役が手元にあるお金を自分のために使っていないか。
役職・貧民	61	貧民救済 poor	貧民救済の責任者が義務を遂行しているか。
役職・浮浪者	60	浮浪者 vagabonds	治安役、区庶務役、その他の役人が義務を遂行しているか。

IV

念のために、審問条項のカテゴリーごとの比率を図示しておこう。



前掲表からも容易に推定されるように、このカテゴリー分類はきわめて恣意的であり、いくつかの条項は複数のカテゴリーに関連しているし、見方によっては別のカテゴリーに分類できる条項も少なくない。また、関連する条項の多さ（カテゴリーの比率の高さ）は、かならずしもその規制や取締りの区行政における相対的な重要性を示しているわけではない。例えば、「営業/価格」関連の条項がほぼ四分の一を占めているからといって、区行政のもっとも重要な役割が経済関係の規制にあった、と結論するのは早計だろう。とはいえ、区が、犯罪人の逮捕から買占めの防止まで、住民の動きの掌握から道徳的振る舞いの監視まで、フリーメンの保護から公衆衛生の管理まで、ロンドンの地域住民の生活のいかに多くの側面に関わることを「期待されて」いたかは、この表と図で一目瞭然であろう。

本稿で紹介してきた17世紀初頭の「区審問事項」が掲載された刊行物には、審問に携わるものだけでなく、区内の住民すべての日常生活にとって関わり深い事柄が取り上げられている。それは審問を行う当事者にとってのガイドラインであるとともに、区という地域社会で暮らす住民全員にとっての生活規範やルールと呼ぶべきものを網羅している。それが印刷されたのはおそらく、区の役人が職務を引き受けたり、遂行するための便覧として使用するためであり、また区集会やその他の機会に住人に向かって読み上げるためでもあった。

「区審問条項」はその後も、19世紀にいたるまで印刷され続ける。¹⁰⁾ しかしこうした資

10) たとえば、BL Cup. 561. e (166), *Articles of the Charge of the Wardmote Inquest* (London, 1830?).

料から区の現実の姿を安易に推定してはなるまい。それらはいくまでも区と区住民が守るべき規範や義務をうたったものであった。それがどの程度地域社会の現実と乖離していたか、地域社会の現実はどのようなものであったかは、別の資料から検討してかねばならない。これが次の課題である。

(本稿は、文部科学省研究費基盤研究C(2)および早稲田大学特定課題研究による成果の一部である)